

令和4年(2022年)度 登録標識・路面標示基幹技能者講習 (標識講習) 案内・申込要領

この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。

令和4年4月

一般社団法人全国道路標識・標示業協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-19 にしかわビル3階

電話 03-3262-0836 Fax.03-3234-3908

1. 開催要領

(1)開催日程

	講習場所	定員	講習期間	備考
講習	富士教育訓練センター (静岡県富士宮市)	25名※1.	令和4年7月13日(水)~15日(金)※2. 修了試験7月15日(金)	合宿形式 (3泊4日)
再試験	全標協本部※3. (東京都千代田区)	若干名	令和4年7月15日(金)	—

※1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を半分にして講習を行います。定員になり次第募集終了します。

※2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止する場合があります。

※3. 再試験は富士教育訓練センターでも受けられます。

(2)新型コロナウイルス感染症対策について

「新型コロナウイルス感染症感染防止に向けた富士教育訓練センター運用ガイドライン(第4版)」(別添付)に従って行動します。ガイドラインをよく読み、内容に同意の上、申込みをしてください。

講習前にPCR検査又は抗原検査が必要です。検査キットを受講票送付時に配布します。陰性者のみ受講できます。講習中、関係者に感染者が出た場合は、講習を中止します。中止した場合の対応については、改めて通知します。

(3)受講資格

講習の受講資格は、次の要件を全て満たしているものとする。

- ① 標識設置工事において10年以上の実務経験を有する者
- ② 標識設置工事において職長・安全衛生責任者教育修了後3年以上の職長経験を有する者
- ③ 次の資格のいずれかを有する者
 - イ) 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
 - ロ) 優秀施工者国土交通大臣顕彰者
 - ハ) 次に示す講習をすべて修了していること
 - 一 玉掛け技能講習
 - 二 小型移動式クレーン運転技能講習
 - 三 高所作業車運転技能講習

(4)講習場所

職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会「富士教育訓練センター」

住所 〒418-0101 静岡県富士宮市根原字宝山492-8

電話 0544-52-0968 FAX 0544-52-1336 URL : <http://www.fuji-kkc.ac.jp>

(5)講習内容及び時間割

① 講習内容

講義科目	講義内容	講義時間
①基幹技能一般知識に関する科目	基幹技能者に求められる位置づけと役割	40分
	基幹技能者に求められる業務知識と指導・統率	40分
	基幹技能者に求められる指導・統率とOJT手法	30分
②基幹技能関係法令に関する科目	建設業法・労働安全衛生法その他基幹技能関係法令	50分
	道路法・道路交通法	50分
	標識令改正・各種ガイドライン等	120分
③建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他の技術上の管理に関する科目	施工管理・作業計画	50分
	工程管理・資材管理	50分
	原価管理	30分
	品質管理	30分
	安全管理	50分
④標識設置工事等の技術に関する科目	案内・警戒標識の設置	150分
	規制・指示標識の設置	120分
	標識の設計・施工	60分
	標識の維持管理（点検・診断含む）	80分
合 計		950分

② 時間割※1

	講習科目（午前）	講習科目（午後）
第1日目		15：45 東海道新幹線「新富士駅」集合※2 富士教育訓練センター泊
第2日目	8：30 集合→受付、入校式、ガイダンス ・基幹技能一般 ・基幹技能関係法令一般	・建設工事の技術上の管理一般 施工管理・作業計画、工程管理・資材管理、原価管理、品質管理、安全管理
第3日目	・専門知識(標識) 案内・警戒標識の設置、規制・指示標識の設置 標識の設計・施工、標識の維持管理(点検・診断含む)	
第4日目	・関係事業法令一般 道路法・道路交通法 標識令改正、各種ガイドライン等	・修了試験 ・修了式 15：00 解散予定

※1 講習の時間割は、変更することがあります。

※2 センターへ直接来る場合は16：30までに会場入りしてください。

(6)講習教材(会場にて配布)

「登録基幹技能者共通テキスト」 （登録基幹技能者制度推進協議会）

「道路標識ハンドブック」 （一般社団法人全国道路標識・標示業協会）

(7)講習に持参するもの

- ① 【必須】新型コロナウイルス感染症対策における誓約書
 - ② 【必須】健康チェックシート
 - ③ 受講票
 - ④ 筆記用具、ノート、付箋等
 - ⑤ 作業着(講習中に着用する)
 - ⑥ 着替え、感染症対策品(マスク、衛生用品)など滞在に必要なもの
- 富士教育訓練センター「入校案内」に沿って持参してください。
- ①と②に関しては、集合場所にて提出していただきます。忘れた場合は入校できません。

2.修了試験の実施

(1)修了試験

講習の最終日に修了試験を実施する。試験内容は、前記1（5）①講習内容から出題するものとし、四者択一式（40題）、試験時間は120分とする。

(2)合否判定及び合格発表

- ・合否の判定基準は、専門科目が50%以上で、かつ、総合得点60%以上とする。
- ・試験結果の合否判定は、修了試験終了後おおむね1か月以内に開催する講習委員会にて行う。
- ・合格者の発表は、講習委員会の合否判定後、速やかに全標協本部のホームページで行う。併せて、全標協機関紙においても発表する。

(3)修了証の交付

- ・合格者には「登録標識・路面標示基幹技能者講習修了証」を交付する。
- ・修了証の交付は、2022 年 10 月 1 日付けて行う。

(4)不合格者への特例措置

- ・講習を受講したが修了試験に不合格となった者は、講習を免除の上、翌々年度まで、かつ、2 回を限度に再受験することができる。

3.申込要領

(1)必要書類

1	【必須】 受講申込書 (別記様式 1) 再試験者は (別記様式 5)	「全標協講習・研修申込システム」をインストールし、受講申込書を作成する。 (https://www.zenhyo-db.com/Kikanginousha/install/index.html) 保有資格、実務経験等、該当する講習における必要事項を入力する。 顔写真について、上半身無帽、無背景で申請日から 3 か月以内に撮影したものを指定の箇所へ挿入する。画像は修了証に使用する。出力ファイルを印刷し、捺印したものを全標協講習会事務局へ送付する。
2	【必須】 標識設置工事実 務経験及び職長 経験証明書 (別記様式 2)	実務経験 10 年以上、職長経験 3 年以上の現場実務経験の証明、氏名欄及び誓約書部分の受講者捺印、所属会社等の証明捺印 注)実務経験等の欄への記入について 最近の 10 年間は詳しく記入する。それ以前の実務経験は主要な実務経験をまとめて記入する。
3	【必須】 資格者証	次の資格のいずれかを証明する書面のコピー ① 1 級土木施工管理技士または 2 級土木施工管理技士 ② 優秀施工者国土交通大臣顕彰者 ③ 次の資格証のコピー全て 玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習及び高所作業車運転技能講習
4	【必須】 職長教育修了証	「職長・安全衛生責任者教育修了証」のコピー 平成 18 年 5 月以前に受講した者は、リスクアセスメント教育を追加受講する必要があるので注意する。
5	【必須】 住民票の写し	受講申込の 3 か月以内のもの(コピーで可)
6	登録標識・路面標 示基幹技能者講 習修了証 (資格保有者のみ必須)	以前に「路面標示」の登録標識・路面標示基幹技能者講習を修了した者は修了証のコピーを添付する。

(2)受講申込方法

受講申込書は、下記宛に送付すること。(昨年度より本部へ直接送付となりました。)

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-19 にしかわビル3階
一般社団法人全国道路標識・標示業協会 講習事務局 宛

(3)申込期間

令和4年4月1日(金)～4月15日(金) 定員になり次第募集終了

(4)受講料

① 受講する場合

講習受講料	66,000 円 60,000 円(税抜)+6,000 円(消費税) (講習料 32,340 円 テキスト料及試験料 21,450 円 宿泊・食事費 12,210 円) 別途抗原検査キット代がかかります。(千円程度。受講料とともに請求します)
備 考	*宿泊(3泊)及び第1日目の夕食から第4日目の昼食まで含む。 *本講習は人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の対象です。

② 講習を受けず再受験する場合

再受験料	11,000 円 10,000 円(税抜)+1,000 円(消費税)
------	------------------------------------

③ 支払いについて

講習終了後、請求書を発送します。

(5)受講票について

申込みをした方には、受講資格審査後受講開始日約1か月前に「受講票」「入校案内」を送付します。受講票が開始日10日前になっても到着しない、又は紛失した場合は、講習事務局に電話(03-3262-0836)で照会すること。受講票は、受講期間中は机の上に置いて受講すること。

(6)メールアドレスについて

受講に関する連絡はメールを使って行います。申込書に書いたメールアドレスは、全標協からのメールを受信できるよう設定をお願いします。全標協のドメインは「zenhyokyo.or.jp」です。ドメイン指定受信等設定等してください。迷惑メールなどに振り分けられてしまう可能性もありますので注意してください。確実に読んでもらうために会社代表メールに送る場合もあります。ご了承ください。

(7)問い合わせ先

一般社団法人全国道路標識・標示業協会 講習事務局
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-19 にしかわビル3階
電話 03-3262-0836(平日 10:00-16:00) メール info@zenhyokyo.or.jp

(1) 共通の注意事項

- ① 申込書に必要な全ての事項が記載されているか、必要な添付書類が整っているか確認すること。
- ② 「標識設置工事 実務経験」(別記様式2)関係
 - ・標識設置工事の「実務経験」は、10年以上が必要となる。既に路面標示の資格を取得している者が標識講習を受けるためには、通算20年以上の経験が必要となるので注意すること。
 - ・工事の内容が、標識設置工事以外の工事を含む場合には、従事比率で調整し、実務期間とすること。
- ③ 「標識設置工事 職長経験」(別記様式2)関係
 - ・標識設置工事の「職長経験」は、3年以上の経験が必要となる。

① 受講申込書（別記様式Ⅰ）

[illegible]

標識講習

設置工事実務経験・職長経験証明書

修了証
番号

301605-20123

標識設置工事に係る実務経験、職長経験は、建設業法第2条第1項別表第1の「舗装工事業」に該当するものであり、下記のとおり相違ありません。

この証明事項に事実と相違のある場合には、合格を取り消されても異存ありません。

受験者氏名	
証明者 (所属会社代表)	住所 会社名 代表者名

全標 一郎

東京都千代田区麹町3-5-19にしか
一般社団法人全国道路標識・標示業協
会
清水 修一

順位	発注者 (下請の場合は建設関係会社)	工事名 (契約書に記載してある工事名)	契約期間 (契約書に記載してある期間)	月数 換算	作業内容	工事期間 に対する 実務作業 月数	職長 年月数	職長 年月数
1	〇〇県警察本部	若葉台交差点標識設置工事	2021年03月09日-2021年05月28日	2.7	標識設置工事	0.5	1.4か月	0.0か月
2	××土木建築所	安内環状線建設工事	2020年11月15日-2021年03月31日	4.6	環状線建設工事	0.7	3.2か月	0.0か月
3								
4								
5	▽▽市役所	羽鳥地区ゾーン30工事	2012年10月05日-2013年03月28日	5.8	標識・路面標示設置工事	0.4	2.3か月	0.0か月
6	□□市役所	戸板橋交差点交通安全対策工事	2009年01月11日-2009年03月20日	2.3	標識・路面標示設置工事	0.3	0.7か月	0.0か月

単一の集積(標識、路面標示別)ごとに、10年以上の実務経験及び3年以上の職長経験を有する者として認定します。

合計

標識設置工事 125.6か月
路面標示設置工事 職長

職長 37.5か月

③ 再受験・講習免除申込書（別記様式5 標識・路面標示共通）

再受験・講習免除申込書		登録標識・路面標示基幹技能者講習	
記入日 2021年7月19日		写真貼付欄	
申込講習名	標 識	路面標示	
再受験の対象 となった講習	修了試験 受験年回	修了試験 受験年回	
	年 第 回	2020 年 第 1 回	
	受講 番号	受講 番号	
	3 0 2 0 0 7 - 0 0 0 4 1	3 0 - 1	
試験会場	東京		
フリガナ 氏名	ゼンヒョウ イチロウ 全標 一郎		
生年月日	昭和52(1977)年 12 月 18 日	43 歳	受講票 送付先
現住所	〒102 - 0056 東京都港区芝町3-5-19-601		TEL 携帯:080-1234-5678
勤務先	名称	株式会社西芝製作所	
	所在地	〒123 - 1234 神奈川県いずみ市豆町5-17	
既修了している 基幹技能者講習(注1)		修了証番号	3 0 1 5 0 8 - 0 0 0 5 5
(注1)標識又は路面標示の基幹技能講習を修了している場合は記載する			
講習を受けずに 試験のみ受験します。			
所属 会社名	株式会社西芝製作所		
氏名	全標 一郎		
ここから下は協会使用欄ですので記入しないでください。			
書類確認※	入金確認※	受講番号※	

以上

新型コロナウイルス感染症
感染防止に向けた
富士教育訓練センター運用ガイドライン
(第4版)

職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会

令和3年6月14日

目次

0 目的等

1	ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	ガイドラインの対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	ガイドラインの基本方針・・・・・・・・・・・・	1
4	緊急事態宣言に即して・・・・・・・・・・・・	1
5	訓練センター内で感染者が出た場合の措置・・・・・・・・	1
6	ガイドラインの運用について・・・・・・・・・・	2

I 入校・退寮（派遣事業主・訓練生）

1	入校前・入校時の注意・・・・・・・・・・・・	3
2	退寮後の経過措置・・・・・・・・・・・・・・	4
3	交通手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	訓練生が発熱等（体調不良）になった場合の対応・・・・・・・・	4
	（1）訓練生が発熱をした場合・・・・・・・・・・	4
	（2）訓練生が発熱者（体調不良者）と同室であった場合・・・・・・・・	5
	（3）発熱がない（37.5℃未満）、味覚・嗅覚の異常がない体調不良・・・	6

II 生活（訓練生等宿泊者）

1	体調管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	宿舎・居室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	食事	
	（1）アレルギーの対応・・・・・・・・・・・・	8
	（2）訓練センター宿泊の場合・・・・・・・・・・	8
	（3）外部施設宿泊の場合・・・・・・・・・・・・	8
	（4）食堂の利用について・・・・・・・・・・・・	8
4	入浴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	トイレの使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	外出・外泊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7	運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
8	宅配便・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9	衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

Ⅲ 訓練（訓練生）

1	朝礼・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2	教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3	実習・実習場・・・・・・・・・・・・・・・・	11
4	講義前・休み時間・講義終了後・・・・・・・・	11
5	座学・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6	実習・・・・・・・・・・・・・・・・	12

Ⅴ その他

別紙 1	「新型コロナウイルス感染症対策における誓約書」
別紙 2－1	「健康チェックシート」（訓練生用）
別紙 2－2	「健康チェックシート」 （事務局〈団体・企業〉・講師〈団体・企業〉用）
別紙 2－3	「健康チェックシート」（職員・講師・委託業者等）
別紙 3	「発熱者（体調不良者）確認時の対応について」
別紙 4－1	「健康管理表」（訓練生用）
別紙 4－2	「健康管理表」（事務局〈団体・企業〉・講師〈団体・企業〉用）
参考資料	「富士教育訓練センターにおける感染症対策（写真）」

0 目的等

1 ガイドラインの目的

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言などを基に、富士教育訓練センター（以下「訓練センター」という。）での新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染防止に向けた具体的な取り組み内容を示す。

2 ガイドラインの対象

職員、講師、施設を利用する訓練生（事務局〈団体・企業〉・講師〈団体・企業〉含む）等と共に、食堂職員（ワールドワイドフーズ株式会社）、清掃職員（株式会社リフレッシュトーカー）、管理人（有限会社富士秀工業）、指導員（ハートフィールズ）などの委託業者を対象とする。

3 ガイドラインの基本方針

訓練センターは全国から訓練生を受け入れる広域的認定職業訓練施設である。訓練生の受入にあたり、県境を跨ぐ人の移動を伴うため、マスクの着用・手洗い・うがいの徹底に努めるとともに、「密閉」・「密集」・「密接」の「三密」を回避し、「新しい生活様式」の実践を行う本ガイドラインの実施を徹底することにより、全ての関係者を守り、日本国内に感染症の拡大をさせないようにする。

また感染が確認された場合、所轄の行政機関の指導に従い、適切な措置を講じる。その際、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう個人情報保護に配慮し適切に取り扱う。

なお、感染症に関する新たな情報の発表、感染状況等の変化により本ガイドラインは随時見直しをしていく。

4 緊急事態宣言に即して

日本国政府による緊急事態宣言が発せられた際、または静岡県による緊急事態措置が講じられた際、休校措置または予定コースが中止となる場合がある。

5 訓練センター内で感染者が確認された場合の措置

- ① 感染者が確認された対象コースの教育訓練は一時休止とし、行政機関の指導に従い必要に応じて検査等にて感染の有無を確認する。他のコースについても同様に、行政の指導に従う。
- ② 訓練センター内で当該訓練生との濃厚接触が確認された修了後の訓練生については、訓練センターから本人または企業等へ通知を行い、行政判断にて検査等を行う。その他の関係者も同様とする。

6 ガイドラインの運用について

状況に応じ、本ガイドラインは一部変更を加えながら運用する。

I 入校・退寮（派遣事業主・訓練生）

1 入校前・入校時の注意

- ① 別紙1「新型コロナウイルス感染症対策における誓約書」をよく確認し、訓練センターで定めた感染症対策へのご協力をお願いします。
- ② 感染症に感染の疑いのある方の入校を制限しています。別紙2-1「健康チェックシート」（訓練生用）、別紙2-2「健康チェックシート」（事務局〈団体・企業〉・講師〈団体・企業〉用）を事前に記入し、入校時提出してください。また、入校前2週間以内に発熱（37.5℃以上）がある場合、感染が疑われる場合（別紙2-1に記載の症状）や、入校時に「健康チェックシート」の提出がない場合は、入校をお断りさせていただきます。（ただし発熱や感染が疑われる症状があった場合でも医師の診断を受け、感染症の疑いがないことを確認ができた場合のみ入校は可能です。）当該シートは本人の体温記入のみならず、入校直前には管理者の確認欄があります。必ず所属長等へ提出・確認をいただき、確認欄への署名をもらってください。
- ③ 入校前のPCR検査・抗原検査の実施をお願いします。入校するにはPCR検査等の陰性を証明する書類（写真の提示でも可）の提出が必要です。入校3日前までの実施をお願いします。（休日等の関係でスケジュール上、難しい場合は3営業日前の実施でも結構です。）
- ④ 検査後は不要不急の外出は控えるとともに、人との接触は極力避けてください。
- ⑤ 訓練センター職員・講師・委託業者も定期的にPCR検査、抗原検査を実施しています。
- ⑥ 感染症に感染した無症状の方の入校を防ぐため、感染拡大地域内への訪問を極力回避してください。
- ⑦ 相部屋での利用を基本としています。個人的に近隣のホテル等からの通いを希望される方がおりますが、認められません。
- ⑧ 企業単独コースにおいては、訓練生の参加人数を考慮し、発熱事例が2件発生した時点で、派遣事業主と協議の上、コースを中止し、同コースに参加している他の訓練生の退寮をお願いする場合があります。
- ⑨ これら事前確認や受講前の健康確認措置を行った上でも、感染症の特性上、必ずしも感染が発生しないというわけではありません。訓練センターを利用する全ての関係者が対策を実施し、その上での健康な状態での利用を前提としていますので、報告事項については誠意をもって報告してください。
- ⑩ 上記事項を確認・承認いただいた上で感染拡大地域及び緊急事態宣言中の都道府県からの訓練生を受け付けます。

2 退寮後の経過措置

- ① 別紙1「新型コロナウイルス感染症対策における誓約書」に記載の退寮後の措置について同意してください。また2週間以内に感染症が発症した場合、訓練センターまでご連絡ください。

3 交通手段

- ① 訓練センターは、下記の項目についてバス会社に要請しております。
 - ・乗車、下車の際に手のアルコール消毒を行う。
 - ・窓を極力開け換気を十分に行う。
 - ・乗務員も含め、乗車するすべての者がマスクを着用する。(訓練生も含む)
 - ・乗務員はゴム手袋を着用した上で荷物の受け渡しを行う。
 - ・2名の座席に1名が乗車する。または横一列5名の座席に対して3名が着座する。(補助席使用)
 - ・乗務員のすぐ後ろの座席は使用禁止。
 - ・乗務員の健康管理を徹底する。

4 訓練生が発熱等(体調不良)になった場合の対応

- ① 「別紙3 発熱者(体調不良者)確認時の対応について」を事前に確認してください。

(1) 訓練生が発熱をした場合

- ① 訓練生が37.5℃以上の発熱をした場合、または味覚・嗅覚の異常がある場合には訓練生は訓練センターに連絡します。それと同時に派遣事業主の緊急連絡担当者に連絡します。緊急連絡担当者は必ず夜間も含め、訓練派遣期間中はいつでも連絡のつくようにしてください。(別紙1「新型コロナウイルス感染症対策における誓約書」に事前に氏名等を記入し、訓練センターに提出をお願いします。)その際、訓練センターから迎えを要請します。
- ② 発熱者(体調不良者)から発熱等の連絡が緊急連絡担当者に届いた後、連絡を受けた日の翌日午後5時までに、訓練センターへ迎えにこられるよう調整をお願いします。
※送迎担当者を事前に決めていただきますようお願いします。
※遠隔地においても必ず翌日午後5時までに迎えにお越しいただくようお願いいたします。また帰宅先として、近県の作業所やホテル等の宿泊所を手配いただいても結構です。

- ③ 発熱者（体調不良者）を乗車させる際は、公共交通機関の利用はせず、送迎車にて社会的距離を確保し、十分な換気を行い運転してください。またマスクを必ず着用し、人との接触を極力避けてください。可能であれば、運転席と後部座席の間に飛沫防止用シートを用意してください。
- ④ 発熱者（体調不良者）の帰宅後は必ず PCR 検査を実施してください。（入校前に必ず受診可能な病院のリストアップをお願いします。）陰性、陽性共に、結果が判明次第すみやかに、訓練センターへの結果報告をお願いします。なお再入校には陰性であることの証明書が必要となります。

（２）発熱者（体調不良者）と同室であった場合

- ① 発熱者と同室である訓練生は訓練センターに連絡します。連絡が届き次第、派遣事業主の緊急連絡担当者に連絡します。
- ② 連絡を受けた日の翌日午後５時までに、訓練センターへ迎えにこられるよう調整をお願いします。
※送迎担当者を事前に決めていただきますようお願いいたします。
※遠隔地においても必ず翌日午後５時までにお越しいただくようお願いいたします。また帰宅先として、近県の作業所やホテル等の宿泊所を手配いただいても結構です。
- ③ 発熱者の判定が分かり次第、訓練センターのコロナ担当者から本人・企業の緊急連絡担当者に連絡します。陽性の場合、行政機関の濃厚接触判定に従って行動してください。また、陰性の場合は④に準じます。
- ④ 発熱者がPCR検査で陰性であった場合、訓練センターから緊急連絡担当者に連絡をします。再入校に際しては、迎えの際に渡します抗原検査キットで検査を実施し、陰性であることを確認した後、再入校となります。

(3) 発熱がない(37.5℃未満)、味覚・嗅覚の異常がない体調不良

- ① 講義に出席することは可能です。ただし、講義に参加する前に担任職員や訓練センター事務所に相談ください。訓練センターから緊急連絡担当者に事前に報告します。
- ② 報告後、1日2回の検温をお願いします。37.5℃以上の発熱をした際には、上記「(1) 訓練生が発熱をした場合」に準じます。
- ③ 3日程度の経過観察後、体調が改善をされない場合、派遣事業主に相談の上、帰宅先の医療機関にて診察を受けていただきます。
- ④ 医師の診断を受け合宿訓練に参加することが問題がないと診断を受けた後、訓練センターに再入校が可能です。

Ⅱ 生活(訓練生等宿泊者)

1 体調管理

- ① 訓練生は別紙４－１「健康管理表」により、事務局〈団体・企業〉・講師〈団体・企業〉は別紙４－２「健康管理表」により、体調管理、及び報告をお願いします。
- ② 訓練センターの職員、講師、食堂職員、清掃職員、管理人、指導員は、別紙２－３「健康チェックシート」(職員・講師・委託業者等)により毎日の検温を行い、発熱(37.5℃以上)や体調不良のあった者は、出勤を停止させます。以後の経過観察を経て、必要に応じてPCR検査を受け陰性の結果を受ける、または医師により業務を行っても問題がないとの診断を受けた上で業務を再開させます。
- ③ 訓練センターにおきましては、薬事法第24条により、医薬品の提供はしてません。必ずご持参いただきますよう、よろしくお願いします。特に風邪薬や胃腸薬、日頃から服用している薬等は持参してください。
- ④ 感染症拡大防止のため、職員が病院に送迎することはできません。ただし、感染症の疑いのない怪我等(骨折や捻挫等)については病院への送迎が可能です。

2 宿舎・居室

- ① 宿舎の定員通り(相部屋で2～6名で使用)とします。自室以外の居室への入室は禁止します。
- ② 居室は飲食が可能です。(適量の飲酒は可能ですが、集まっでの飲酒は厳禁とします。)
- ③ 喫煙所は最大利用人数を明示してありますので利用人数を守り利用してください。
- ④ サロン・EVホールの椅子等は撤去してあります。通路としての利用となります。
- ⑤ 居室のゴミはポリ袋に入れ袋の口をしぼり、こまめに共用部ゴミ箱に捨ててください。
- ⑥ 各居室にアルコールスプレーが設置してあります。こまめな消毒を行い、空になった際は訓練センター事務所に申し出て、替えのアルコールスプレーと交換してください。
- ⑦ 居室内では必ずマスクを着用し、会話をするときは、できるだけ離れ、可能な限り真正面での会話は避けてください。
- ⑧ 就寝時の飛沫が防止できるようベッド脇のカーテン(900mm)を使用してください。

※上記に違反する行動をした場合、派遣事業主に連絡した上で退校していただく場合があります。

3 食事

(1) アレルギーの対応

- ① 事前にアレルギー申請をしている人は、配膳時に毎度申告してください。

(2) 訓練センター宿泊の場合

- ① 食事の前に、手洗い・うがい・アルコール消毒を必ず行ってください。
- ② 食事を受け取る際は、床にマークされた間隔で並び、列をつくり、カウンターから盛り付けられた食事を受け取ってください。
- ③ 給茶機を使用する際は、手をアルコール消毒してください。
- ④ 食事終了後、アルコール除菌シートで必ず自分が食事をした机の消毒をしてください。
- ⑤ 下膳をする際は、下膳コーナーの列を確認し、列が空いた様子で移動し、床にマークされた間隔で並んで下膳してください。
- ⑥ 下膳後、手洗い・アルコール消毒を必ず行ってください。
- ⑦ 食堂内での会話は控えてください。
- ⑧ 食数が多く見込まれる際には、別途時間分けの案内を訓練センター事務局が行います。

(3) 外部施設宿泊の場合

【朝食】・【夕食】は外部施設にて食事をしてください。

【昼食】は弁当になります。

- ① 食事の前に、手洗い・うがい・アルコール消毒を必ず行ってください。
- ② 教室に運ばれた弁当を食べてください。
- ③ 下膳は空容器等をポリ袋に入れ、袋の口をしぼり、教室前の廊下に置かれた袋に破棄してください。
- ④ 下膳後、手洗い・アルコール消毒を必ず行ってください。
- ⑤ 残飯は必ず破棄してください。

(4) 食堂の利用について

- ① 食堂は、食事の時間を除き、自動販売機・売店のみ利用できます。

4 入浴

- ① 定員は男子浴室が25名、女子浴室が6名です。
- ② 廊下に設置された貴重品ロッカーを使用してください。鍵がない場合は、定員数を満たしていることになります。ロッカーに空きがない場合は時間を見合わせてください。時間は17時から23時までです。
- ③ 訓練生は脱衣室戸棚及び貴重品ロッカーを使用後に設置されたアルコールで消毒してください。(ユニットバスは脱衣カゴの消毒をしてください。)

5 トイレの使用

- ① 男子トイレはトイレの小便器の間隔が狭いため、使用禁止の張り紙があるところは使用しないでください。
- ② 手洗い場にアルコールスプレー、手拭き用ペーパータオルが設置してあるため、毎度それを使用してください。
- ③ 大便器は必ずフタを閉めてから流してください。

6 外出・外泊

- ① 外泊は禁止です。
- ② 訓練稼働日は近隣のコンビニ（最寄りのセブンイレブン、ファミリーマート）までの外出は可能です。
- ③ 訓練休日は富士宮市内であれば外出は可能です。
※富士五湖や富士急ハイランドは山梨県です。行くことはできません。
- ④ 外出の門限は21時までです。
- ⑤ 繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店、感染防止対策が不十分な施設を回避してください。
- ⑥ 感染症の状況により外出も禁止になる場合があります。
- ⑦ 訓練期間中は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている都道府県で行われる講習会・試験の参加はできません。（受講する場合は、再入校できません。）

7 運動

- ① 体育館・トレーニングルームの利用は禁止です。
- ② 密接になる場面では、必ずマスクを着用してください。

8 宅配便

- ① 発送する荷物は全て着払いで承ります。（平日のみ発送が可能。）
- ② 着日の指定はできません。

9 衛生管理

- ① 手洗い・うがいの実施、咳エチケット（マスク着用）の実施を徹底してください。
- ② 教室移動時や休み時間等、多人数での移動や会話は最小限にしてください。
- ③ 手で顔に直接さわらないでください。
- ④ スマートフォン画面についても、こまめに消毒してください。貸し借りなど、自分以外の者に使用させないでください。

10 その他

- ① 洗濯機のメニューボタン等をアルコール消毒しています。また使用する前には1分間の槽洗浄を行ってください。

Ⅲ 教育訓練(訓練生)

1 朝礼

- ① 朝礼広場にて実施します。雨天時や混雑が想定されるときは各教室での放送朝礼を実施します。
- ② マスクの着用を徹底してください。

2 教室

- ① 教室の扉付近にアルコールスプレーを配置しています。
- ② 机上进行拭くための布巾を配置しています。(布巾は毎日交換し、使用した布巾は指定のカゴに入れてください。布巾の補充・引き上げは職員・指導員が行います。)
- ③ 講義の前と終了時にアルコールスプレーにて机上の消毒を行ってください。
- ④ 教室の扉は常時開放できるようドアストッパーを設置してあります。
- ⑤ 各教室の使用定員は通常通りです。
- ⑥ マスクの着用を徹底してください。

3 実習・実習場

- ① 実習時に手本を見せる場合は講師と訓練生が接近せず、手元が見える範囲での距離を保ちます。実習時は各自手袋をします。また、各自複数枚用意してください。
- ② 訓練生同士の距離を十分に確保します。
- ③ マスクの着用を徹底してください。
- ④ 機械換気を併用します。

4 講義前・休み時間・講義終了後

- ① 手洗い、うがい、咳エチケットを行ってください。
- ② 教室移動時や休み時間等、喫煙等、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる場合がありますので、多人数での移動や会話は最小限にしてください。
- ③ 講義の前と終了時にアルコールスプレーにて机上进行消毒してください。
- ④ 班長(副班長)が、教室・実習施設の空調、送風機等の使用を確認してください。
- ⑤ 必ずマスクを着用してください。
- ⑥ 換気を行ってください。

5 座学

- ① 空調を調整し、空気を流動させてください。
- ② 必ずマスクを着用してください。

6 実習

- ① 十分な距離を確保できない時は、必ずマスクを着用してください。
- ② 訓練生間の距離を十分に確保してください。
- ③ 特に夏期は熱中症の対策として、定期的な水分補給等を行ってください。

附 則

この運用ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に関する国及び静岡県の実施方針に基づき、内容を随時変更いたします。

令和２年５月２７日 制定（第１版）

令和２年６月１７日 改定（第１－１版）

令和２年７月２９日 改定（第２版）

令和３年４月 １日 改定（第３版）

令和３年６月１４日 改定（第４版）

新型コロナウイルス感染症対策における誓約書

コ	ー	ス	名
コ	ー	ス	日 種
令和 年 月 日 () ~ 月 日 () 開催コース			
フリガナ			
所 属 事 業 所 名			
住 所			
電話番号:		FAX番号:	
部署・役職名		部署・役職名	
フリガナ		フリガナ	
担当者名		担当者名	
携帯電話番号		携帯電話番号	
フリガナ			
訓 練 生 氏 名 (男 ・ 女)			
生 年 月 日 S ・ H 年 月 日 (歳)			
直 近 の 居 住 所			
携帯番号:		FAX番号:	
会社以外の親族連絡先 関係: TEL:			
※重症の場合は別途事務所に申し出ること			
病 歴 ・ 持 病			
ア レ ル ギ ー			

入校するにあたり、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

※確認したらレ点でチェックしてください。

担当者 訓練生

- ☐ ☐ 1. 新型コロナウイルス感染防止に向けた富士教育訓練センター運用ガイドラインを熟読しました。
- ☐ ☐ 2. 別紙3「発熱者(体調不良者)確認時の対応について」を熟読しました。
緊急連絡担当者は、24時間体制で 別紙3「発熱者(体調不良者)確認時の対応について」のとおり対応することに同意します。
- ☐ ☐ 3. 入校2週間前から健康チェックを行い、記載したチェック表を提出します。
- ☐ ☐ 4. 以下の事項に該当する場合は、入校しません。
ア 体調がよくない場合(※2週間前から入校当日までの間、別紙2-1に記載する症状が1日でもある場合)
ただし医師の診断を受け、感染症の疑いがないことを確認ができた場合のみ入校は可能
イ 同居家族や勤務先等、身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航
又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ☐ ☐ 5. コース修了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、富士教育訓練センターに対して、速やかに報告します。
- ☐ ☐ 6. 訓練日数に応じた枚数のマスク、体温計を持参します。
- ☐ ☐ 7. 訓練期間中、アルコール消毒や手洗い、咳エチケット等の感染対策を行います。
- ☐ ☐ 8. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて、管轄の行政機関から情報提供依頼があった場合は当該機関に開示することを承認します。
- ☐ ☐ 9. ①入校後に37.5℃以上の発熱あるいは味覚・嗅覚の異常がある場合は、帰宅することに同意します。
②またその訓練生と同室であった場合も帰宅することに同意します。
※①②の場合、派遣事業主に連絡し自動車での帰宅(公共交通機関を利用しない)を依頼します。
その際の交通費等は自己負担となります。また帰宅に伴い出席数が満たない場合は、訓練を修了できないため、助成金が受給できない可能性があることに同意します。
- ☐ ☐ 10. コースが休講となり、そのまま中止となる場合があること、それに伴い助成金が受給できない可能性があることに同意します。
- ☐ ☐ 11. 講師に発熱等の体調不良が出た場合、カリキュラムの変更・休講になることに同意します。
- ☐ ☐ 12. 富士教育訓練センターにて感染者が確認された場合、行政機関の指示に従います。
- ☐ ☐ 13. 富士教育訓練センターのキャンセルポリシーに同意します。
- ☐ ☐ 14. 日本国政府による緊急事態宣言が発せられ、または静岡県による緊急事態措置が講じられた際、教育訓練が中止となる場合は、富士教育訓練センターの指示に従います。
- ☐ ☐ 15. 上記項目また入校のルール(別紙)が守れない場合、退校処分を受けても異議を申しません。

令和 年 月 日

所属企業

- 14 -

訓練生氏名(自署)

担当者氏名(自署)

【重要】～健康チェックシート～(訓練生用)



受講コース	
訓練生氏名	(自署)

- ・こまめに手洗い・うがいをを行い、洗っていない手で目や鼻、口を触らないようにしましょう
- ・咳エチケットを守りましょう(マスク着用)
- ・3つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)は避けましょう

※毎日の検温・ご記入をお願い致します。
訓練センターで発症者が出ますと、クラスターの危険がございます。
訓練生全員の安全のために正しくご記入をお願い致します。

※ご確認以後～入校当日までは、ご本人による毎日の検温・ご記入をお願いします。

※2週間の平均値を記載ください。

平熱	約	℃
----	---	---

1日目	3/24	水	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
2日目	3/25	木	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
3日目	3/26	金	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
4日目	3/27	土	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
5日目	3/28	日	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
6日目	3/29	月	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
7日目	3/30	火	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
8日目	3/31	水	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
9日目	4/1	木	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
10日目	4/2	金	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
11日目	4/3	土	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
12日目	4/4	日	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢

※ご担当者様

上記日程までの訓練生の健康確認後、署名をお願い致します。

確認後、原本を訓練生へお渡しいただき、入校当日までの検温・記入、当日の持参提出をご指導ください。

※PCR検査または抗原検査は、入校日の3日前以降にお受けください。

※陰性証明書、または抗原検査の陰性画像等の提出をお願いいたします。

上記日程までの訓練生の体調に異常が無いことを確認し

____月 ____日にPCR検査または抗原検査を受け、陰性との診断を受けました事を証明いたします。

会 社 名(自署)

所 属 長(自署)

(日付 /)

13日目	4/5	月	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
14日目 (入校当日)	4/6	火	朝	.	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢

【注意】入校当日に必ず原紙を提出してください。

提出の無い場合は入校をお断りさせていただきます。

【重要】 ～健康チェックシート～
事務局〈団体・企業〉・講師〈団体・企業〉用



受講コース	
引率者氏名	(自署)

- ・こまめに手洗い・うがいをし、洗っていない手で目や鼻、口を触らないようにしましょう
- ・咳エチケットを守りましょう（マスク着用）
- ・3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）は避けましょう

見本
SAMPLE

※毎日の検温・ご記入をお願い致します。
訓練センターで発症者が出ますと、クラスターの危険がございます。訓練生全員の安全の為に
正しくご記入をお願い致します。

※ご確認以後～入校当日までは、ご本人による毎日の検温・ご記入をお願いします。

※2週間の平均値を記載ください。

平熱	約	℃
----	---	---

1日目	3/24	水	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
2日目	3/25	木	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
3日目	3/26	金	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
4日目	3/27	土	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
5日目	3/28	日	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
6日目	3/29	月	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
7日目	3/30	火	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
8日目	3/31	水	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
9日目	4/1	木	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
10日目	4/2	金	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
11日目	4/3	土	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
12日目	4/4	日	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
13日目	4/5	月	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢
14日目 (入校当日)	4/6	火	朝	・	℃	無し・せき・鼻水・のどの痛み だるさ・味覚異常・嗅覚異常・下痢

【注意】入校当日に必ず原紙を提出してください。
提出の無い場合は入校をお断りさせていただきます。

健康チェックシート

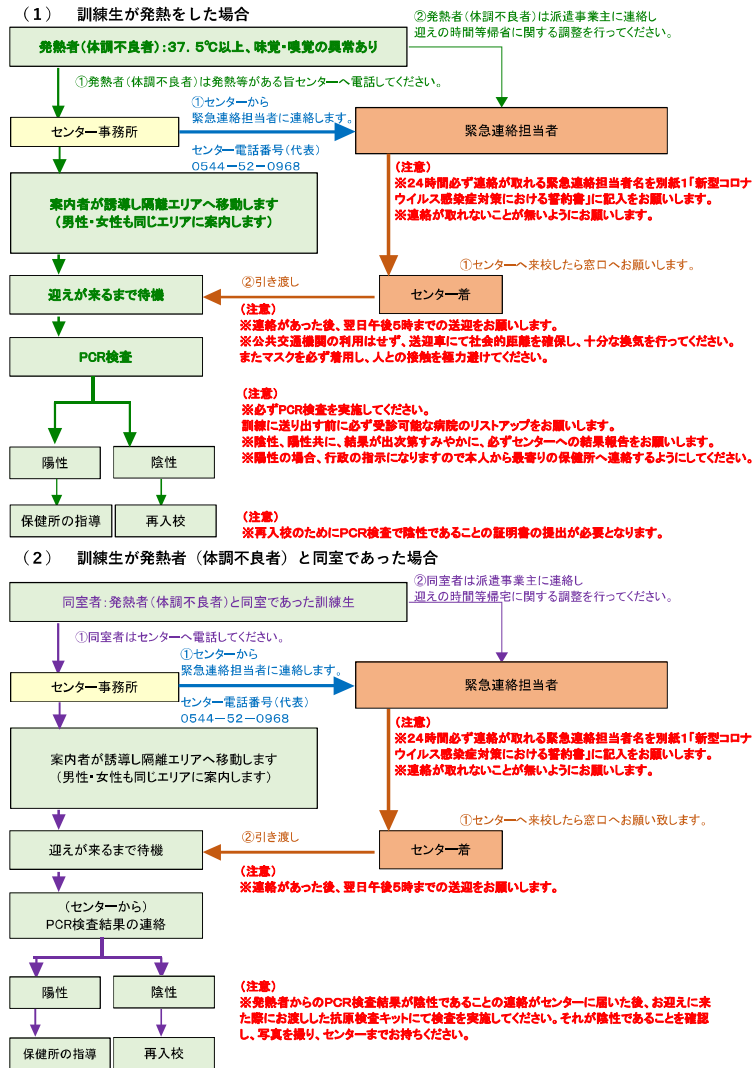
体温を記入してください

氏 名

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
1	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
2	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
3	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
4	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
5	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
6	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
7	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
8	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
10	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
11	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
12	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
13	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
14	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
15	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
16	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
17	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
18	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
19	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
20	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
21	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
22	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
23	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
24	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
25	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
26	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
27	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
28	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
29	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
30	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
31		℃	℃		℃		℃
確認 印							

【重要】発熱者（体調不良者）確認時の対応について

別紙3



- 対象者が陽性の場合
- ・居住空間が同じであったため、濃厚接触者として認定をされる場合がございます。その際は保健所の指導に準じます。
- その他
- ・隔離対象は発熱者(体調不良者)及び同室者のみで他の訓練生は通常通り講義をいたします。

別紙4-1



健康管理表

終了日

～

入校日

開始年月日
体温・他症状記入

No.	氏名	日・曜日	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
1			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
2			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
3			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
4			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
5			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
6			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
7			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
8			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
9			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
10			℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会
富士教育訓練センター

【健康子エックシート】(事務局〈団体・企業〉・講師〈団体・企業〉用)

コース名:

企業名



※せき・鼻水・喉の痛み・だるさ・味覚・嗅覚に以上がないか、チェックも入れて下さい。(し点)

[illegible]

※裏へ続く

P1